

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月4日
【会社名】	株式会社北洋銀行
【英訳名】	North Pacific Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 安田 光春
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西3丁目7番地
【電話番号】	(011)261-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 山吹 達也
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通西3丁目7番地
【電話番号】	(011)261-1311(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 山吹 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社北洋銀行東京支店 (東京都千代田区大手町1丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当行第166期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,948,634,800円

剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式 2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当行定款について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

安田光春、長野 実、増田仁志、進藤 智、阿部勝義、山田 明、島本和明、西田直樹、谷口雅子および佐々木麻希子を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

竹内 巖を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	3,327,588	69,567	0	(注)1	可決 96.77
第2号議案 定款一部変更の件	3,395,863	1,292	0	(注)2	可決 98.76
第3号議案 取締役10名選任の件					
安田 光春	2,656,857	740,295	0	(注)3	可決 77.27
長野 実	3,063,410	333,744	0		可決 89.09
増田 仁志	3,366,392	30,762	0		可決 97.90
進藤 智	3,079,688	317,466	0		可決 89.56
阿部 勝義	3,366,403	30,751	0		可決 97.90
山田 明	3,381,356	15,798	0		可決 98.34
島本 和明	3,101,545	295,610	0		可決 90.20
西田 直樹	3,389,404	7,751	0		可決 98.57
谷口 雅子	3,389,843	7,312	0		可決 98.59
佐々木 麻希子	3,389,707	7,448	0		可決 98.58
第4号議案 監査役1名選任の件					
竹内 巖	3,356,861	40,049	185	(注)3	可決 97.63

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。
 4. 賛成割合については、本総会前日までに事前行使された議決権(事前行使をしたが当日出席した株主の議決権を含みません。)の数に、当日出席した株主の議決権数を加えた数を分母として算出しております(ただし、無効票の数の違いにより、議案ごとに分母となる議決権数は異なります。)

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数および本総会当日に出席し、各決議事項に対する賛否を確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛否を確認できなかった議決権の一部を集計しておりません。

以上